

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	敬川地区高田・大埜集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	2.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が喫緊の課題である。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

中心経営体の確保が喫緊の課題である。 なお、近隣集落の中心経営体である認定新規就農者との連携を検討していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査では、集落外からの人材確保の必要性に関して86%の割合で「わからない」と回答している。集落の農業者の年代は、70歳以上が全体の66%となっている他、後継者の目途がついていない割合が100%となっている。これに加え、現在の耕作者が自己所有農地を耕作・保全している状況や、今後の作付意向を「縮小」「現状維持」の回答が大半を占める中で、早急に人材確保の取り組みを進める必要がある。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、67%の割合で、ほ場整備等の基盤整備は必要ないと回答している。当集落では、ほ場整備(1.4ha、H18～H19)が実施済みである。大坪集落では、ほ場内の石礫が営農の支障をなっており、その除去が必要となっている。また、集落の地形を起因とする湧き水対策や、暗渠排水機能の改善を講じていく必要がある。高田集落の曲川に隣接するほ場では、出水期に流木や土砂が流入し、営農の支障となっていることから、その対策が必要となっている。

■新規・特産化作物の取組方針

当集落は、水稻の生産を主に行っている。新たな作物(野菜など)の耕作は、労力の確保ができず困難と考えられる。価格を安定させる支援制度などがなければ取り組むのは難しい(コケ栽培に関心がある)。水稻の経営維持を軸に今後も進めていく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

平成20年に、集落全体を囲む防護柵の設置(1.5km)を行ったが、その接地部の腐食が進んでおり、柵の修繕が必要。こうした機能が低下した柵を、イノシシが持ち上げて侵入することにより、被害が増加している。このため、効率的な防護対策(金網フェンスとトタンの併用など)を研究していくとともに、行政に対し防護柵の設置支援の充実などを求めていく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が17%、「Uターン者や新規就農者等の担い手を取り込み、担い手を集落が支える」が17%回答し、約3割が担い手への農地集約の意向を示している。当集落では、可能な限り既存の農業者が営農活動を継続するとともに、新たな担い手の確保に向けて、集落・行政が連携し取り組んでいき、集落の農地を保全していく。

■その他の取組方針

日本型直接支払制度(中山間地域等直接支払交付金)等の補助制度を有効に活用しながら、営農環境の保全を図っていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向 (概ね5年後)※聞き取りによる		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	該当なし		ha		ha	
計	0経営体		0.0 ha		0.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。